

# 奈良女子師範の万葉研究—徳田浄の研究—

坂本 信幸

## ○徳田浄の奈良女子師範赴任

徳田浄は、明治二十九年（1896）に群馬県に生まれた。大正三年（1914）三月、群馬県立高崎中学校卒業。大正三年五月から、高崎市立中央尋常高等小学校代用教員に任ぜられた後、大正四年（1915）三月、依願退職。大正四年四月、広島県高等師範学校文科第一部入学。大正九年（1920）三月、同校を卒業後、大正九年四月、宮城県佐沼中学校教諭に任ぜられ、その後、大正十年（1921）四月、宮城県仙台第二中学校教諭、大正十三年（1924）五月、群馬県立高崎高等女学校教諭を経て、大正十四年（1925）三月から、奈良女子高等師範学校教諭に任ぜられ、昭和十一年（1936）八月、奈良女子高等師範学校講師、昭和十四年（1939）八月、奈良女子高等師範学校助教授に任ぜられ、昭和十八年（1943）四月群馬県立前橋高等女学校長に任ぜられるまで、十八年間の長きにわたって奈良女子高等師範学校において教育・研究をおこなった。

豊田八十代が、明治四十五年（1912）三月に奈良女子高等師範学校講師として赴任し、大正九年（1920）九月に奈良女子高等師範学校を退職しているので、豊田との奈良女子高等師範学校勤務の重なりはない。豊田の後を追ったかたちである。

徳田は着任した大正十四年十月発行の『奈良文化』第7号に「『詠不尽山歌一首並短歌』の作者に就いて」という論文を発表しているので、早速に奈良県在住の万葉研究者として活動を開始していたことになる。九州帝国大学教授として赴任する前の春日政治が奈良女子高等師範学校教授として在任中で、春日政治の推薦により、『奈良文化』に執筆することとなったことは、第7号の編集後記に辰巳利文が

徳田氏の論文は奈良女高教授春日政治氏の推選紹介によつて、こゝにのせることにしたものであるが、まことに有益なる研究物であると思ふ。

と記すとおりであろう。

## ○徳田浄の研究

徳田の研究として、最も重要なものは『万葉集選定時代の研究』（昭和十二年、目黒書店刊）といえる。その序文に

この書の原稿は昭和六年の春に一応成立したことであった。次いで昭和十年の春に補訂し、更に昭和十一年から翌十二年にかけての冬において一部分の改訂を遂げた。著者は勿論これを以て完璧であるとは考へて居らない。考究を要する諸問題を有つてゐるのである。しかし一応、句切りを明かにする意味を持つてこゝにこの形をとらせたのである。

と記すように、『万葉集選定時代の研究』の原稿は、昭和六年の春には一応成立していたということであり、次いで昭和十年の春に補訂、更に昭和十一年から十二年冬にかけて部分改訂を加えてなった書であり、まさに奈良女子高等師範学校在任中に形成された業績であるといえる。その要点は、万葉集の題詞や左注の人名記載に、公式令の規定に関わる卑称法と敬称法との別があること<sup>(1)</sup>、そして、それは大伴家持の位階を基準にしておこなわれているということ<sup>(2)</sup>をを発見し、その卑敬称法による考察を

中心に、左注・用字法など種々の考察を加え選定時代を推定したもので、人名記載の様相を辿ることにより、巻一～十六までは天平十八年（746）から天平勝宝五年（753）に成立（第一回選）、巻十七～二十の四巻は天平宝字六年（762）から同八年（764）にかけて編集され、その時巻一～十六までも手入れがあり（第二回選）、さらに全二十巻の要処に再び手入れをした（第三回撰）のが宝亀八年（777）から九年（778）にかけてであると論じたもので、万葉集の成立年代の研究に大きな足跡を残したものである。

徳田の論が発表されるまでに、万葉集の成立時期に関わる研究として有名なものとしては、山田孝雄の「万葉集の編纂は宝亀二年以降なるべきことの証」（『心の花』第二十八巻第十二号、大正十三年十二月）という論文があった。山田の論は、万葉集巻十四東歌の国名配列に一定の基準があることを発見し、東海道は遠江より、東山道は信濃より東を東歌の区域としており、その配列は東海道・東山道のそれぞれ国の順序に従っていることを指摘、しかるに東歌では武蔵国が東海道に属していることから、この配列は武蔵国が東山道より東海道に編入せられた『続日本紀』宝亀二年（771）十月条の太政官奏（武蔵国難<sub>レ</sub>属<sub>二</sub>山道<sub>一</sub>兼<sub>二</sub>承海道<sub>一</sub>、（中略）臣等商量改<sub>二</sub>東山道<sub>一</sub>属<sub>二</sub>東海道<sub>一</sub>。公私得<sub>レ</sub>所人馬有<sub>レ</sub>息。奏可）より後のことでなくてはならず、巻十四を含む万葉集全体の編纂は、したがって宝亀二年以後のことだというものであった<sup>(5)</sup>。徳田の論文はその山田論文の宝亀二年以後という上限をさらに下らせ、幅を短くしたものであり意義のあるものであった。

しかしながら、なお武田祐吉「『万葉集』の成立」（『万葉集大成 総記篇』昭和二十八年、平凡社刊）は、宝亀二年以前から、東海道を通るほうが便利なので、公私の往来は実際には多く海道によっていたのであり、宝亀二年十月の制定は、山道の所属を停止する謂で、新たに海道による連絡を開いた意味ではなく、公式の記録でもない巻十四における武蔵の国の順序によって宝亀二年十月以後の編纂であるとするのは、決定的ではないと山田論文を批判。あわせて、氏名の称呼の法は、成立の時代研究の上に考察しなければならない問題であるにしても、数回の編纂を重ねていると考えられる万葉集の場合、それが正確に使用されているかどうかは疑わしいと徳田論文を批判した。徳田氏が基準として取りあげた巻十七の天平十八年正月の雪の宴の記事は、「その時記さず、その歌漏失」とあって、後に記したものであることは疑いを容れないが、この記事に見える人名のうち、藤原仲麻呂は天平宝字二年（758）八月に藤原惠美朝臣押勝と改め、智奴王は天平勝宝四年（752）八月に文室真人の姓を賜わっているのに、前名によって掲げて改姓名を注記していない、また大納言藤原豊成朝臣とあるが、豊成は当時中納言であって、天平二十年（748）三月に大納言になり、天平勝宝元年（749）四月に右大臣となっているから、この文は豊成が大納言であった時代に作られたとしなくてはならない、等々問題点を指摘し、卑敬称法をもって撰定の時代を決定するわけにゆかないと論じたのである。

人名記載に関する調査は、鹿持雅澄の『萬葉集古義総論』「名氏書法」に先蹤があるものではあり、また、武田の指摘するような疑問点が残る。また例えば、集中の題詞における山上憶良の人名記載は「山上臣憶良」であるのに、巻三・三三七番の題詞には「山上憶良臣罷宴歌一首」と見えることや、巻八・一四七二の石上堅魚の人名記載が、題詞では「式部大輔石上堅魚朝臣」と見えるのに、左注では「勅使式部大輔石上朝臣堅魚」と記されること、石川足人の人名記載が、巻四・五四九～五五一の題詞では「大宰少貳石川足人朝臣」と見えるのに、巻六・九五五の題詞では「大宰少貳石川朝臣足人」と記されることなどの不統一や矛盾も見られ、卑敬称法に拠る選定時代の推定には限界があるものの、万葉集の選定に関わる時代推定の一つの方法として、顧みられるべき業績であるといえる。

徳田の著書には、他に『万葉集成立攷』（昭和42、関東短期大学刊）、『古事記研究』（昭和44、桜楓

社刊)、『上代文学新考』(昭和55, 教育出版センター刊、徳田進との共著)がある。

### ○春日政治について

春日政治は、明治十一年(1908)四月一日長野県上伊那郡美篤村下川手(現在伊那市美篤)に春日弥七郎の次男として誕生。明治三十三年三月長野県師範学校を卒業の後、明治三十八年三月には、東京高等師範学校本科国語漢文部を卒業。岡山県立津山高等女学校教諭、大阪府立今宮中学校教諭を経て、明治四十一年九月京都帝国大学文科大学文学科に入学、明治四十四年七月右卒業後、同年八月奈良女子高等師範学校講師を嘱託せられ、大正二年(1913)四月同校教授に任ぜられ、大正十五年五月に九州帝国大学教授に任ぜられるまでの四年間奈良女子高等師範学校において教育研究に勤しんだ。

その間、辰巳利文の『奈良文化』に参加、『奈良文化』創刊号(大正十年十二月)に「真土山」、第四号(大正十三年六月)に「奈良朝の擬声語」、第五号(大正十四年五月)に「万葉集の肥人」、第八号(大正十五年四月)に「書齋閑語」(のちに「信友書入れの万葉集」と改題して『万葉片々』に収録)を寄稿している。九州帝国大学教授に赴任後も、昭和二年には『奈良文化』十号に「撰集に採られた万葉集の歌」を、また、十二号(昭和二年)には「認字の和訓について」、十五号(昭和三年)には「方言聯想一二」を寄稿し、奈良県における万葉研究の発展に寄与した。

春日政治の業績として最も大きく学界に寄与し、研究史に燦然と輝く業績は『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』であり、昭和十七年十二月「斯道文庫紀要第一」として岩波書店から発刊され、昭和十九年一月その著により西日本文化賞を受賞、昭和二十年五月には『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』により帝国学士院賞を授与されたことは有名である。その調査研究は、著書の「結語」に

私は今筆を擱くに当つて感を新たにするのは、故大矢透博士のことである。博士が奈良に居住された数年、私は日夕博士に親炙してその高情を蒙りながら、未だ一毫の之に酬ゆる所がなかった。元来この調査は博士の依嘱に出たものであるのに、私は博士の生前之を博士に示すことが出来なかった。忘れもしない博士は大正十二年八月末奈良を去つて東都の旧棲に帰られたが、私のこの調査に着手したのは翌十三年であつた。同十四年再調査を了したまゝ、私は同十五年こゝ福岡に移住する身となつて、暫く調査の便を失つてゐるうち、昭和三年三月博士は遂に瀕逝された。

博士の生前之を完成するを得なかつたことは、私にとって洵に悔いて及ばざる恨事である。

と自ら記すように、大矢透博士の依嘱によるものであったが、大矢透博士との交遊は、春日政治の「古訓点の調査を中心とした大矢博士の研究」(『国語と国文学』第五卷第七号)によると、春日政治が明治四十四年奈良女子高等師範学校に赴任してからのことであつたようである。大正八年に春日政治がそれまでの住居であつた添上郡法蓮村四番地(現在奈良市法蓮町)から、奈良市東笹鉾町四十八番地に移住した後、大矢博士が同町二十番地に新居を構え、一段と深まっていたようである。このあたりのことについては、小島吉雄の「春日先生の手紙」(『斯道文庫報』第19・20合併号、昭和19年12月。のち『春日政治著作集 別巻』に再録)に詳しい。

『奈良文化』第五号に掲載された「万葉集の肥人」は、その『西大寺本金光明最勝王経』の白墨の訓である、ウルヒコマダテラム(沃壤)、コマヤキ(壤)、コマダチ(肥濃)に注目し、「肥人」をコマビトと訓じ得ることを論証したものであり、万葉研究における古訓点の重要性を如実に示したものであった。

いずれにせよ、春日政治の業績の最重要なるものは、奈良の地に赴任したことが契機となって、奈良の地で生まれたものであることは大きな意義をもつといえる。

春日政治は、九州帝国大学に赴任後、昭和三年二月九州帝国大学法文学部長、昭和十一年三月九州帝国大学付属図書館長、同年九月文学博士（京都帝国大学・提出論文「仮名の発達より観たる国語文体の成立」・昭和二十年三月改稿「国語文体発達史序説」著作集第二冊所収）、昭和十四年九月九州帝国大学名誉教授の称号を授けられ、昭和十五年一月財団法人斯道文庫長に就任、昭和二十五年十月日本学士院会員という経歴を経、昭和三十七年六月三十日大腸回盲部癌腫のため福岡市馬屋谷一六一番地の自宅において死去、享年は八十四歳であった（正三位勲二等瑞宝章に叙せられた）。

『国語文体発達史序説』『随筆青靄集』『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』『国語叢考』『万葉片々』『古訓点の研究』など、春日政治の著作は、『春日政治著作集』（全八冊、勉誠社。昭和60年刊）におさめられている。

## 注

1 「公式令」には、以下のようにある。

凡そ位授ひ官任せむ日に、喚さむ辞は、三位以上は、先に名を、後に姓を。四位以下は、先に姓を、後に名を。以外は、三位以上は、直に姓称せよ。若し右大臣以上ならば、官名称せよ。四位は、先に名を、後に姓を。五位は、先に姓を、後に名を。六位以下は、姓を去てて、名称せよ。唯し太政官に於きて、三位以上は大夫と称せよ。四位は姓称せよ。五位は先に名を、後に姓を。其れ寮以上に於きて、四位は大夫と称せよ。五位は姓称せよ。六位以下は姓名称せよ。司及び中国以下には、五位は大夫と称せよ。

2 徳田淨は、万葉集卷十七、天平十八年正月の白雪の日の敬称法が正四位上より上階に、卑称法は従四位下より下階に行われていることに注目し、「このさまを撰者大伴家持の位階を基準にして行はれたものであると解釈しないならば、右のごとき画然たる分別は生じないであらう」とし、大伴家持が正四位上下か従四位上下に居たのは宝亀二年十一月から天応元年十一月までの間であることを判断の要件とした。

天平十八年正月、白雪多く零り、地に積むこと数寸なり。ここに左大臣橘卿、大納言藤原豊成朝臣また諸王諸臣たちを率て、太上天皇の御在所 中宮の西院に参入り、仕へ奉りて雪を掃く。ここに詔を降し、大臣参議并せて諸王らは、大殿の上に侍はしめ、諸卿大夫らは、南の細殿に侍はしめたまふ。而して即ち酒を賜ひ肆宴したまふ。勅して曰く、汝ら諸王卿たち、聊かにこの雪を賦して、各その歌を奏せよ、とのりたまふ。

左大臣橘宿祢、詔に応ふる歌一首

降る雪の 白髪までに 大君に 仕へ奉れば 貴くもあるか（17・三九二二）

紀朝臣清人、詔に応ふる歌一首

天の下 すでに覆ひて 降る雪の 光を見れば 貴くもあるか（17・三九二三）

紀朝臣男梶、詔に応ふる歌一首

山の峽 そことも見えず 一昨日も 昨日も今日も 雪の降れば（17・三九二四）

葛井連諸会、詔に応ふる歌一首

新しき 年の初めに 豊の稔 するすとならし 雪の降れるは（17・三九二五）

大伴宿祢家持、詔に応ふる歌一首

大宮の 内にも外にも 光るまで 降らず白雪 見れど飽かぬかも（17・三九二六）

藤原豊成朝臣 巨勢奈弓麻呂朝臣 大伴牛養宿祢

藤原仲麻呂朝臣 三原王 智奴王

船王 邑知王 小田王

林王 穂積朝臣老 小田朝臣諸人

小野朝臣綱手 高橋朝臣国足 太朝臣徳太理

高丘連河内 秦忌寸朝元 橘原造 東人

右の件の王卿等は、詔に應へて歌を作り、次に依りて之を奏す。登時記さずして、その歌漏り失せたり。但し、秦忌寸 朝元は、左大臣橘卿譲れて云はく、歌を賦するに堪へずは、麿を以てこれを贖へといふ。

これに困りて黙已り。

3 徳田浄『万葉集撰定時代の研究』(昭12・9、目黒書店刊)には、

こゝに私のいふ卑称法とは己れより位階の低き者を「氏姓名」にするし、敬称法とは己れより位階の高き者を「氏名姓」に書くことである。名を略して「氏姓」のみを記すことは、各例につきて熟考の後に何れであるかを決定すべきである。「氏名」又は「名」のみは卑称法に、「氏名官」「氏官」「氏名卿」「氏卿」「名卿」「氏名大夫」「氏大夫」「名大夫」は敬称法に扱ひたい。同位にある者は便宜に従つて署す習である。卑敬称法を行ふに際して、己れに卑称法を採るのは当然である。

とする。

徳田の万葉集成立年代推定の要点は以下のとおりである。

- ・山田孝雄の宝亀二年以後成立説は穩当である。→続日本紀には武蔵国を、宝亀二年十月以前は東山道に、以後では東海道に属せしめる例になっている。
- ・万葉集は延暦四年五月以後の成立ではない。→『続日本紀』延暦五年四月条に「『……<sup>しんし</sup>臣子の礼は、必ず君の諱を避く<sup>このころ</sup>。比者、先帝の御名と朕が諱とを、公私に触れ犯せり。猶聞くに忍びず。今より以後、並に改め避くべし』とのたまふ。是に、姓白髪部を改めて真髪部とす。山部は山とす」とあるが、万葉集においては「山部宿禰赤人」など、避けて改善追書した例がない。
- ・卷十七から二十の四巻は、家持自身が編したものであり、各独立して成立し、前巻を追って後巻が成っており、四巻は後日に同時に編集されたものである。→卷十九の奥に「ただし、この巻の中に作者の名字を備はずして、ただ所処縁起のみを録せるは、皆大伴家持が裁作れる歌詞なり」とあることなど。
- ・万葉集は公式令の規定でなく、特有の卑敬称法が行われていた。→17・三九二三に「紀朝臣清人應詔歌一首」(天平十八年当時清人は従四位下)と記すのに、三九二六左注に「藤原仲麻呂朝臣」(天平十八年当時仲麻呂は正四位上)と記している。慶雲年間に没した威奈大村の墓誌に「少納言正五位下威奈卿墓誌銘并序」と、三位以上に付すべき「卿」の字を付けているように、民間には公式令の規定から離れた書き方が行われていた例がある。

4 万葉集卷十四東歌の勘國歌の配列は、以下のとおりになっている。

雑歌	相聞	譬喩歌
	14・三三五四 右二首遠江國歌	14・三四二九 右一首遠江國歌
	14・三三五九 右五首駿河國歌	14・三四三〇 右一首駿河國歌
	14・三三六〇 右一首伊豆國歌	
	14・三三七二 右十二首相模國歌	14・三四三三 右三首相模國歌
	14・三三八一 右九首武蔵國歌	
14・三三四八 右一首上総國歌	14・三三八三 右二首上総國歌	
14・三三四九 右一首下総國歌	14・三三八七 右四首下総國歌	
14・三三五一 右二首常陸國歌	14・三三九七 右十首常陸國歌	
14・三三五二 右一首信濃國歌	14・三四〇一 右四首信濃國歌	
	14・三四二三 右廿二首上野國歌	14・三四三六 右三首上野國歌
	14・三四二五 右二首下野國歌	
	14・三四二八 右三首陸奥國歌	14・三四三七 右一首陸奥國歌

5 『続日本紀』卷第三十一、宝亀二年冬十月条には以下のように見える。

己卯(二十七日)、太政官奏すらく、「武蔵国は山道に属すと雖も、兼ねて海道を承けたり。公使繁多くして祇供堪へ難し。その東山の駅路は上野国新田駅、從り下野国足利駅に達る。此れ便道なり。而るに枉りて上野国邑楽郡從り五箇駅を経て武蔵国に到り、事畢りて去る日に、また同じき道を取りて下野国へ向ふ。今東海道は、相模国夷参駅從り下総国に達るまで、その間四駅にして往還便ち近し。而して此を去り彼に就くこと、損害極めて多し。臣ら商量するに、東山道を改めて東海道に属らば、公私所を得て、人馬息ふこと有らむ」とまうす。奏するに可とす。